

Q 不登校予防の基本的な考え方について教えてください。

A 不登校になってからの事後の働きかけに対し、不登校にならないようにする事前の働きかけが「不登校の予防」です。これには、教育的予防の「未然防止」と治療的予防の「初期対応」の二種類があります。

①「未然防止」(教育的予防の発想の働きかけ)

特定の児童生徒を想定せず、全ての児童生徒を対象に学校を休みたいと思わせない「魅力的な学校づくり」を進めることを指します。授業や行事等の工夫や改善が基本です。

②「初期対応」(治療的予防の発想の対応)

学校を休みそうな児童生徒や休み始めた児童生徒に個別対応することを指します。いわゆる「早期発見・早期対応」ですが、欠席日数が30日を超えるまでは「不登校」とは呼ばないので、「休み初め」の意味で「初期」と表現します。

《不登校の未然防止》

不登校という事象に対して学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、学校を休みたいと思わせないような、日々の学校生活の充実です。どの児童生徒も落ち着ける場所をつくること(居場所づくり)、全ての児童生徒が活躍できる場面をつくること(絆づくりのための場づくり)が鍵になります。

学校というのは、児童生徒が健全に育つことを目的としてつくられた教育のための機関です。とりわけ、義務教育段階の小中学校については、健全な社会人になる上で必要な基礎的・基本的な資質や能力を育むこと、それを活かして自らの夢や社会の理想の実現に向かおうとする意欲や態度を育むことが期待されています。

学校を長期にわたって欠席する児童生徒が多いような場合、学校の在り方になにがしかの問題が生じていると受けとめていく必要があります。もちろん、社会の変化とともに家庭や地域の教育力の低下が起き、それが問題を引き起こしている場合も少なくありませんが、そうした事態の変化を前提として授業や行事の見直しを行うことが求められています。

《不登校の初期対応》

不登校の予兆とは、1日、2日、…と児童生徒が学校を休み始めることにほかなりません。欠席日数が30日を越えるまでには少なくとも1か月半の猶予期間がありますから、この初期の段階で児童生徒の状況に応じた働きかけを適切に行うことが大切です。

前の学年で30日以上長期欠席が見られた児童生徒や、前の学年までに累積で30日以上欠席が見られる児童生徒の場合には、欠席が2～3日続いただけであっても不登校の予兆と捉えましょう。また、前年度までに欠席や遅刻・早退等が目立つ児童生徒の場合には、休み始める前から注意を払ったり、働きかけを行ったりすることも大切です。学級編制や担任を決めるときに配慮することなども考えられます。

なお、「魅力的な学校づくり」を進めているのに、そしてほとんどの児童生徒は登校しているのに、ある日突然、休みがちではなかった児童生徒が連続して学校を休むとすれば、それは異常事態です。病気やケガによるものでないなら、いじめや家庭内暴力・児童虐待等の可能性を疑いましょう。

いずれにしても、前年度の欠席状況を知っていれば、特別な心理検査等を行わずとも、誰にでも予兆か否かを判断したり、事前の準備ができたりするわけですから、基本的な情報として教職員で共有しておくことが大切です。

《ワンポイント・アドバイス》

問題が多発するからとばかりに、日々の授業や行事を充実させる代わりに検査やトレーニングに依存していないでしょうか。そうした発想に立つと、問題の原因は児童生徒の側にあり、児童生徒の側を変える（治療する）ことが正しいことになって、未熟な教師にはとても魅力的に聞こえるはずです。なぜなら、「悪いのは児童生徒やその家庭にある」という前提に立てば、「自分は悪くない。自分が変わる必要はない」ということになるからです。教師の未熟さを補うために検査やトレーニングを導入しているという事態になってはいないか、もう一度問い直しを試みる必要があります。まず向上させるべきは、授業の中で児童生徒を育てられる力量です。

※上記記載内容は、「生徒指導リーフ Leaf. 14(国立教育政策研究所)」の一部を抜粋したものです。詳細はリーフを参照ください。

- 《参考資料》
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」文部科学省通知 H28. 9. 14
 - ・「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について」
文部科学省通知 H29. 3. 28

校種

小学校・中学校